

介護保険事業所等における事故報告について

介護保険施設・事業所における事故等は事務取扱要領に基づき市へ報告が必要となります。
介護保険事業所等の適正な運営を促し、介護保険サービスの質を確保することを目的とし、介護保険法に基づき指定を受けた介護保険事業者が行う介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合の介護保険事業者から市への事故報告について定めております。

1 報告の対象となる事業者及びサービス

本市への事故報告の対象となる事業者及びサービスは以下のとおりです。

(1) 介護保険事業者

- ・指定介護保険事業者が行う介護保険サービス
- ・基準該当サービス事業者が行う介護保険サービス
- ・指定通所介護事業者並びに指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が行う介護保険外のサービス(宿泊サービス)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業者

- ・指定第1号訪問事業者が行う予防訪問介護相当サービス
- ・指定第1号通所事業者が行う予防通所介護相当サービス
- ・指定第1号介護予防支援事業者が行う介護予防ケアマネジメント
- ・地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント

2 報告の範囲

報告が必要となる事故の範囲は以下のとおりです。

なお、事故等には、事業者側の過失の有無を問わず、送迎・通院等の間に起きた事故を含みます。

- (1) 転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、交通事故等の事故であって、医療機関の受診(施設内での受診を含む)を要する事故が発生した場合
- (2) 利用者が病気等により死亡した場合であって、死亡に至る経過、原因に疑義が生じる可能性や利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)とトラブルになる可能性がある場合
- (3) 利用者の徘徊・行方不明等の事故であって、地域包括支援センターや警察等、外部の協力を得て捜索した場合
- (4) 食中毒、インフルエンザ、結核その他の感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定するものをいう。以下同じ。)が発生した場合であって、次のいずれかに該当する場合。
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及び前号に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に各事業者が報告を必要と認めた場合

- (5) 預かり金等の紛失・横領、個人情報等の紛失等、職員(従業者)の不祥事又は法令違反等であって、利用者に損害を与えた場合
- (6) その他各事業者が、市への報告が必要と判断する事故等が発生した場合

3 報告先

各事業者は、以下の報告先へ事故報告をお願いします。

- (1) 本市の市域内に所在する事業所
 - ア 利用者の保険者が本市である場合には、本市に報告。
 - イ 利用者の保険者が本市以外である場合には、本市に報告するとともに、保険者である市町村等に報告。
- (2) 本市の市域外に所在する事業所
利用者の保険者が本市である場合には、本市に報告するとともに、所在市町村に報告。

4 報告の手順

- (1) 各事業者は、第2(4)以外の事故発生後速やかに、第一報として、以下について電話又は文書で報告する。

事業所(施設)名 ・ 報告者職氏名 ・ 利用者氏名 ・ 被保険者番号

発生日時 ・ 事故種別
- (2) 各事業者は、第2(4)が発生した場合、速やかに、第一報として、次に掲げる事項について、電話及び電子申請で報告するものとする。

事業所(施設)名 ・ 担当者名 ・ 電話番号 ・ 疑われる病名 ・ 症状

初発確認日と発症者数 ・ 報告時点での発症者数及びその内訳

報告時点での重症者数及び死亡者数

囑託若しくは協力医療機関名
- (3) 各事業者は、事故処理の区切りがついた時点で、事故報告書を窓口または郵送(電子メールも可)で提出する
- (4) 各事業者は、事故処理が長期化すると判断する場合には、事故発生後概ね1か月以内に、適宜途中経過を文書により報告し、事故処理の区切りがついた時点で、事故報告書により報告する。
- (5) 各事業者は、市、事業者、利用者等が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて事故報告書の控えを交付する。